

## 街並み景観整備助成事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、街並み景観整備助成事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、街並み景観まちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街並み景観まちづくり 地域固有の歴史、伝統及び文化に育まれた景観を守り、育てることにより、快適で住みよい街を実現する取組をいう。
- (2) 地域街づくり協定 越前市住みよい街づくり推進条例（平成19年越前市条例第12号）第16条第1項に規定する地域街づくり協定のうち、市長が承認したものをいう。
- (3) 景観形成地区 越前市景観条例（平成21年越前市条例第12号）第10条第1項の規定により市長が指定した地区をいう。
- (4) 指定地区景観形成基準 越前市景観条例第11条の規定により市長が定める基準をいう。
- (5) 修景施設 住宅、店舗その他の街並みを構成する建築物又は工作物をいう。
- (6) 地域街づくり推進団体等 越前市住みよい街づくり推進条例第7条第1項に規定する市長が認定した団体又は景観形成地区内で景観街づくりを推進する団体をいう。

### (補助対象事業)

第3条 市長は、次の各号の全てに該当する修景施設の整備のうち、街並み景観まちづくりの先導的模範となるものと市長が認めるもの（以下「補助対象事業」という。）を行う当該修景施設の所有者又は占有者に対し、補助金を交付するものとする。ただし、当該者が市税を滞納している場合にあつては、補助金を交付しないものとする。

- (1) 地域街づくり協定により定められた区域又は景観形成地区において、当該地域街づくり協定又は指定地区景観形成基準に従い行われる、修景施設の新築、増築、改築又は大規模な修繕若しくは模様替えであること。
- (2) 部分的な修景施設の整備の場合にあつては、施設全体の景観が基準に合うものであること。
- (3) 越前市内に主たる営業所又は従たる営業所を有する者を工事施工者及び設計者とするものであること。ただし、工事の特殊性により工事施工者又は設計者が越前市内に主たる営業所又は従たる営業所を有しない者に限定される場合は、この限りでない。

### (補助対象経費、補助率、補助対象期間及び補助金の限度額)

第4条 補助金の対象となる経費、補助率、補助対象期間及び補助金の限度額は、別表に定めるとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り

捨てるものとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、補助対象期間を延長することができる。

- 2 補助金の交付は、同一修景施設に対しそれぞれ1回限りとし、補助対象事業において同一敷地内に複数の修景施設がある場合の補助金の合計の限度額は、150万円とする。  
(申込書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、街並み景観整備助成事業申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域街づくり推進団体等からの事業推薦書
- (2) 整備計画の内容が分かる書類(色及び素材を記載すること。)
- (3) 概算見積書
- (4) 現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(事業計画に対する助言)

第6条 都市計画課長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容について、第3条及び別表に規定する要件に照らして審査し、申込者に対し助言を行うものとする。

- 2 都市計画課長は、前項の場合において必要があると認めるときは、有識者又は関係者の意見又は説明を聴くことができる。  
(工事設計図面及び見積書等の作成)

第7条 市長は、前条第1項の助言とともに、申込者に対し、速やかに次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 工事設計図面(位置図、配置図、平面図、立面図)
- (2) 見積書
- (3) 現況写真(修景する部分の全て)
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(認定通知書の通知)

第8条 市長は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、街並み景観整備助成事業補助金対象者認定・却下通知書(様式第2号)によりその結果を申込者に対し通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金対象者の認定をしたときは、地域街づくり推進団体等に対し、認定した事業計画の内容を通知する。  
(交付申請書の添付書類)

第9条 前条第1項の規定による認定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、越前市補助金等交付規則(平成17年越前市規則第50号。以下「規則」という。)第3条第1項の申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、第7条の規定により提出された書類は、この申請書に添付されたものとみな

す。

- (1) 街並み景観整備助成事業実施計画書（様式第3号）
- (2) 収支予算書
- (3) 債権者登録申請書（市に登録していない場合に限る。）  
（実績報告書の添付書類）

第10条 補助事業者は、補助対象事業の実績報告に当たっては、規則第13条第1項第1号の実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 街並み景観整備助成事業実績調書（様式第4号）
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 支出証拠書類
- (4) 着工前、工程及び工事完成の状況を示す写真
- (5) 収支決算書
- (6) その他市長が必要と認める書類  
（その他）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定めるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
（平成27年度の特例）
- 2 平成27年度に限り、第5条の規定の適用については、同項中「前年度の3月31日」とあるのは「10月30日」と、読み替えて適用するものとする。  
（この要綱の失効）
- 3 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

#### 附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行し、平成22年度以後の年度の補助金の交付について適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行し、平成23年度以後の年度の補助金の交付について適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行し、平成24年度以後の年度の補助金の交付について適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表（第4条関係）

<b>補助対象区域</b>	地域街づくり協定区域内、景観形成地区
---------------	--------------------

## 「四町地区」助成修景基準

補助対象期間	地域街づくり協定が承認され、又は景観形成地区が指定された年度の翌年度から起算して5年度以内				
<b>住宅等</b>	補助対象経費			補助金限度額	100万円
	修景基準	対象範囲	対象部分	補助率	備考
項目					
屋根	銀ねずみ色の越前瓦葺とし、4寸から5寸勾配で、道路に面して平入りの和風屋根とする。	公道から見える部分	屋根瓦（下地とも） 軒裏（下地とも）、化粧垂木、破風板	1/2	
パラペット	越前瓦葺又は、黒、茶色等の金属板葺等とする。	公道から見える部分	仕上げ材（下地とも）		
樋	黒、濃い茶色等で、街並みにふさわしいものとする。	公道から見える部分	軒樋、堅樋等		
外壁	白色若しくはジュラク色の塗り壁若しくは下見板張り又はこれらと同等のものとする。 腰は、上記のもの又は石張り若しくは瓦・陶板張りとする。 なお、延焼のおそれのある部分は防火構造であること。	公道から見える部分	仕上げ材（下地とも）		
下屋庇	越前瓦葺又は黒、茶色等の金属板等葺とする。	公道から見える部分	仕上げ材（下地とも）		
開口部	建具、格子等で黒、濃い茶色等の自然素材に近い色のものとする。 なお、延焼のおそれのある部分は防火戸を取り付けること。	公道から見える部分	建具、格子、戸袋 ショーウィンドー		
基礎巾木	石積み若しくは石張り若しくはこれらと同等のもの又はモルタル塗りとする。	公道から見える部分	基礎石、仕上げ材		
外部土間（ポーチ、犬走り等）	石敷き、砂利洗い出し舗装又は砂利敷きとする。	公道に面する部分	仕上げ材（下地とも）		
設備機器等の目隠し	換気扇、空調室外機等は、目隠しを施すこととし、その色は、黒、濃い茶色等の自然素材に近い色とする。 メーター類は、できるだけ集約し、目隠しを施すこと。	公道から見える部分	仕上げ材		
共通事項			工賃及び塗装を含む。		
<b>外部廻り</b>	補助対象経費			補助金限度額	50万円
	修景基準	対象	対象部分	補助	備考

項目		範囲		率	
外部土間	石敷き又は砂利洗い出し舗装とする。	公道との境界から10m以内	仕上げ材	1/2	
門・塀	門は、木造門とする。 塀は、板塀又は白色若しくはジュラク色の塗り壁とし、街並み景観にふさわしいものとする。	公道から見える部分	仕上げ材		
生け垣 植栽	街並み景観にふさわしい自然素材のものとする。	公道から見える部分	工事全般		
街灯	街並み景観にふさわしいものとする。	公道から見える部分	工事全般		
看板 案内板	落ち着いた色の自然素材に近い材料とする。 屋上看板は原則禁止とする。 文字等は、屋号だけを基本とする。	すべて	工事全般		
共通事項			工賃及び塗装を含む。		

### 「五箇地区」助成修景基準

補助対象期間		地域街づくり協定が承認され、又は景観形成地区が指定された年度の翌年度から起算して5年度以内			
住宅等	補助対象経費			補助金限度額	100万円
	項目	修景基準	対象範囲	対象部分	補助率
屋根	銀ねずみの越前瓦葺とし、4寸から5寸勾配の和風屋根とする。	公道から見える部分	屋根瓦（下地とも） 軒裏（下地とも）、化粧垂木 破風板	1/2	
パラペット	越前瓦葺又は黒、茶色等の金属板葺等とする。	公道から見える部分	仕上げ材（下地とも）		
樋	黒、濃い茶色等で、街並みにふさわしいものとする。	公道から見える部分	軒樋、豎樋等		
外壁	白色若しくはジュラク色の塗り壁若しくは下見板張り又はこれらと同等のものとする。 腰は、上記のもの又は石張り若しくは瓦・陶板張りとする。 なお、延焼のおそれのある部分は防火構造とすること。	公道から見える部分	仕上げ材（下地とも）		
下屋庇	越前瓦葺又は黒、茶色等の金属板等葺とする。	公道から見える部分	仕上げ材（下地とも）		

開口部	建具、格子等で黒、濃い茶色等の自然素材に近い色のものとする。 なお、延焼のおそれのある部分は防火戸を取り付けること。	公道から見える部分	建具、格子、戸袋 ショーウィンドー		
基礎巾木	石積み若しくは石張り若しくはこれらと同等のもの又はモルタル塗りとする。	公道から見える部分	基礎石、仕上げ材		
外部土間 (ポーチ、犬走り等)	石敷き、砂利洗い出し舗装又は砂利敷きとする。	公道に面する部分	仕上げ材（下地とも）		
設備機器等の目隠し	換気扇、空調室外機等は、目隠しを施すこととし、その色は、黒、濃い茶色等の自然素材に近い色とする。 メーター類は、できるだけ集約し、目隠しを施すこと。	公道から見える部分	仕上げ材		
共通事項			工賃及び塗装を含む。		
<b>外部 廻り</b>	補助対象経費		補助金限度額	50万円	
	修景基準	対象範囲	対象部分	補助率	備考
項目					
外部土間	石敷き又は砂利洗い出し舗装	公道との境界から10m以内	仕上げ材	1/2	
門・塀	門は、木造門とする。 塀は、板塀又は白色若しくはジュラク色の塗り壁とし、街並み景観にふさわしいものとする。	公道から見える部分	仕上げ材		
生け垣 植栽	街並み景観にふさわしい自然素材のものとする。	公道から見える部分	工事全般		
街灯	街並み景観にふさわしいものとする。	公道から見える部分	工事全般		
看板 案内板	落ち着いた色の自然素材に近い材料とする。 屋上看板は原則禁止とする。 文字等は屋号だけを基本とする。	すべて	工事全般		
共通事項			工賃及び塗装を含む。		

### 「総社通り地区」助成修景基準

補助対象期間	地域街づくり協定が承認された年度から起算して4年度以内		
<b>住宅</b>	補助対象経費	補助金限度額	150万円

等	修景基準	対象範囲	対象部分	補助率	備考
屋根	概ね2分の1勾配の和風屋根とし、越前瓦葺又は黒、茶色等の金属板等葺とする。	公道から見える部分	屋根瓦（下地とも）、軒裏（下地とも）、化粧垂木、破風板	2/3	
パラペット	街並みに調和するデザイン及び落ち着いた色調とする。	公道から見える部分	仕上げ材（下地とも）		
樋	街並みに調和するデザイン及び落ち着いた色調とする。	公道から見える部分	軒樋、堅樋等		
外壁	伝統的素材又はそれらと調和するものとする。 なお、延焼のおそれのある部分は防火構造であること。	公道から見える部分	仕上げ材（下地とも）		
下屋庇	越前瓦葺又は黒、茶色等の金属板等葺とする。	公道から見える部分	仕上げ材（下地とも）		
開口部	伝統的様式と調和するデザインとし、茶系統の落ち着いた色調とする。 なお、延焼のおそれのある部分は防火戸を取り付けること。	公道から見える部分	建具、格子、戸袋、ショーウィンドー		
設備機器等の目隠し	空調屋外機、換気扇等目立たないようにし、調和する色調の目隠しを施すものとする。	公道から見える部分	仕上げ材		
共通事項			工賃及び塗装を含む。		
<b>外部廻り</b>	補助対象経費		補助金限度額	50万円	
	修景基準	対象範囲	対象部分	補助率	備考
外部土間	石敷き、砂利洗い出し等で、街並みに調和するものとする。	公道から見える部分	仕上げ材	2/3	
門・塀	和風門、和風塀又はそれらと調和するものとする。	公道から見える部分	仕上げ材		
生け垣植栽	街並みに調和する自然素材のものとする。	公道から見える部分	工事全般		
外灯看板	落ち着いた色調、デザインのものとし、過大なものや屋上看板は避けるものとする。	公道から見える部分	工事全般		
共通事項			工賃及び塗装を含む。		
<b>シャッター</b>	補助対象経費		補助金限度額	50万円	
	修景基準	対象範囲	対象部分	補助率	備考
項目					



シャッター	シャッターの撤去、改修等によって建築物全体が街並みの景観に沿うものとする。	公道から見える部分	工事全般	2/3	
-------	---------------------------------------	-----------	------	-----	--

## 住宅等及び外部廻り共通事項

- 1 住宅等及び外部廻りの補助対象経費には、次の諸経費等及び設計・監理費を加えることができる

項目	補助対象経費	対象範囲	対象部分	補助率	備考
諸経費等	上記修景基準工事に係るもの		直接仮設費	1/2	総社通り地区については補助率2/3
		全体工事費との按分で算出する	共通仮設工事費、工事諸経費、消費税	1/2	
設計 監理費	上記修景基準工事に係るもの (下記*建築設計料率表による)			1/2	

### \* 建築設計料率表 (建築設計料率には工事監理費分を含む。)

標準的な仕様による工事に要する費用に次に掲げる表の建築設計料率を乗じて得た額を限度とする。

建築工事費区分 (単位：百万円)	5	10	50	100	500
建築設計料率 (各棟別、単位：%)	5.89	5.40	4.42	4.05	3.31
(注) 建築工事費区分の中間部分については、直線的補完により料率を定めること。 また、料率の端数は小数点第3位以下を切り捨てること。					

- 2 敷地面積が1000㎡を超える外部周り、角地及び2方以上の道路に接する外部周りの限度額は、100万円とする。
- 3 補助対象経費の項目については、その構造が建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合したものとする。ただし、同法第2条第5号に規定する建物の主要構造部（屋根の一部を除く。）については、補助対象から除くものとする。
- 4 申請者が自ら施工する場合における労務費については、補助対象から除くものとする。

越前市長 殿

住 所

氏 名

TEL —

## 街並み景観整備助成事業申込書

年度街並み景観整備助成事業を下記のとおり実施したいので、街並み景観整備助成事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

なお、この申請につき、私又は世帯員の住居状況及び私の市税の納付状況について、市長が必要と認める場合において調査することに同意します。

### 記

#### 1 当該事業の必要性

(1) 現 状

(2) 事業の目的と実施後に予想される効果

#### 2 事業の基本計画

- (1) 事業実施場所 越前市
- (2) 事業予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- (3) 新築・改築等の別 新築・増築・改築・改修・外部廻り・シャッター
- (4) 事業の概算経費 円
- (5) 予定工事施工者 社名等  
住 所  
T E L —

#### 3 添付書類

- (1) 街づくり推進団体等からの事業推薦書
- (2) 整備計画の内容が分かる書類（色及び素材を記載すること）
- (3) 概算見積書
- (4) 現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

様

越前市長

街並み景観整備助成事業補助金対象者認定・却下通知書

先に申し込みのあった街並み景観整備助成事業について、下記のとおり街並み景観整備助成事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定 あなたは、この補助金の交付申請を行うことができます。

事業予定家屋	申請書類のとおり
事業予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
新築・改築等の別	新築・増築・改築・改修・外部廻り・シャッター
事業全体経費	円
補助対象経費	円

- 2 却下  
(理由)

## 街並み景観整備助成事業計画書

1 事業名	街並み景観整備助成事業			
2 事業の目的	街並みと調和した修景を行う。			
3 事業実施場所	越前市			
4 事業実施協定者				
5 事業の仕様	工事設計図面・設計見積書は、別紙のとおり			
事業の種類	新築・増築・改築・改修・外部廻り・シャッター			
用途	住宅・店舗・住宅店舗併用・その他（ ）・工作物（ ）			
構造 間口 高さ 総事業費	木造・非木造・その他 m 階 m 円	主な 仕上げ材	屋根	
			外壁	
補助対象経費	円	主な 色彩	工作物	
			屋根	
補助対象外経費	円		外壁	
			工作物	
6 工期	着手 年 月 日 ～ 完了 年 月 日			
7 事業実施事業者	設計見積書・施工見積書は、別紙のとおり			
設計者	住所	〒		
	建築士事務所名	TEL		
	代表者名			
工事施工者	住所	〒		
	会社名	TEL -		
	代表者名			
8 その他				

### 街並み景観整備助成事業実績調書

1 事業名	街並み景観整備助成事業			
2 事業の目的	街並みと調和した修景を行う。			
3 事業実施場所				
4 事業実施協定者				
事業の種類	新築・増築・改築・改修・外部廻り・シャッター			
用途	住宅・店舗・住宅店舗併用・その他 ( )・工作物 ( )			
構造 間口 高さ 総事業費	木造・非木造・その他 階 m m 円	主な 仕上げ材	屋根	
			外壁	
補助対象経費 補助対象外経費	円 円	主な 色彩	工作物	
			屋根	
			外壁	
			工作物	
5 工期	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日			

街並み景観整備助成事業については、街並み景観整備助成事業計画書のとおり完了したので報告します。

〒

設計者 住所  
 建築士  
 事務所名 TEL  
 代表者名

〒

工事施工者 住所  
 会社名 TEL  
 代表者名

年 月 日

越前市長 殿

住 所 越前市

氏 名 (街づくり推進団体等)

代表

## 街並み景観整備助成事業推薦書

年度街並み景観整備助成事業に当たり、下記の者の事業の実施計画及びこれに対する助成について、(街づくり推進団体等)として、良好な景観の基準に適合しているので、事業の承認をされるよう推薦します。

### 記

1. 事業申込書提出者

住 所 越前市

氏 名

2. 協議内容

別添事業計画書のとおり

以上

越前市長 殿

住 所

氏 名

[印]

## 収 支 予 算 書

下記の予算に基づき、事業を実施します。

### 1 収入の部

科 目	金 額 (円)	備 考
市補助金		
自己資金		
その他 (借入金等)		
合 計		

### 2 支出の部

科 目	金 額 (円)	備 考
合 計		

越前市長 殿

住 所

氏 名

[印]

## 収 支 決 算 書

収支決算について、下記のとおり間違いありません。

### 1 収入の部

科 目	金 額 (円)	備 考
市補助金		
自己資金		
その他 (借入金等)		
合 計		

### 2 支出の部

科 目	金 額 (円)	備 考
合 計		